平成２４年（フ）第４３７号
広島市安佐北区口田南９丁目33番16号
破産者　佐竹　宏子
1　破産債権の届出期間　平成24年11月９日まで
2　一般調査期日　平成25年１月21日午前11時
平成24年10月10日
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３４１５号
大阪市中央区島之内１丁目４番30号
破産者　田中　精彦（旧氏名矢部精彦）
1　破産債権の届出期間　平成24年11月13日まで
2　一般調査期日　平成24年12月13日午後３時30分
平成24年10月10日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２１１３号
大阪市此花区島屋４丁目２番７号
破産者　株式会社ヤサカ
1　破産債権の届出期間　平成24年11月30日まで
2　一般調査期日　平成25年１月28日午後３時30分
平成24年10月９日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会招集

平成２３年（フ）第７５９５号
最後の住所大阪府交野市幾野６丁目36番１号
破産者　被相続人三和鋼業こと亡木戸市雄相続財産
1　期日　平成24年11月27日午前10時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年10月10日
大阪地方裁判所第６民事部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第３１８６号
大阪市北区池田町３番21―1910号
破産者　胡　　英輝
免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
平成24年10月９日
大阪地方裁判所第６民事部

包括的禁止命令

平成２４年（再）第８９号
大分市金池町３丁目３番11号　金池ＭＧビル２階
再生債務者　株式会社さとうベネック
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成24年10月９日
東京地方裁判所民事第20部

監 督 命 令

平成２４年（再）第３号
岐阜市柳津町北塚４丁目41番地の３
再生債務者　中村精工株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　岐阜市若宮町９―10　古田竹中法律事務所　弁護士　古田　友三
平成24年10月９日　　岐阜地方裁判所民事部

監督命令変更

平成２２年（再）第８１号
愛知県名古屋市緑区鳴海町字横吹51番地
再生債務者　株式会社鳴海カントリー倶楽部
主文　平成22年７月５日にした監督命令に次の事項を加える。
「6　再生債務者が次に掲げる行為をするには、監督委員の同意を得なければならない。
⑴　再生債務者が所有する重要な財産に係る権利の譲渡、担保権の設定その他一切の処分（常務に属する取引に関する場合を除く。）
⑵　保証
⑶　合併、会社分割、株式交換、株式移転及び事業譲渡
⑷　Ｎホールディングス株式会社、株式会社ピース・ヴィレッジ及び株式会社ＴＨＥ　ＧＲＥＥＮとの業務委託契約等の変更」
平成24年10月４日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

平成２４年（再）第９４号
東京都渋谷区恵比寿西１丁目24番11号
再生債務者　株式会社エムシープラザ
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後４時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年11月２日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成24年12月７日から平成24年12月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再）第９５号
東京都葛飾区堀切６丁目８番19号
再生債務者　株式会社石鍋商店
1　決定年月日時　平成24年10月５日午前９時30分
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年11月５日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成24年12月10日から平成24年12月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

再生計画認可

平成２４年（再）第６３号
千葉県八千代市八千代台東１丁目５番２号
再生債務者　アジックス株式会社
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年10月９日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

平成２１年（再）第４９号
東京都千代田区神田東松下町46番地３
再生債務者　株式会社麗榮舎
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成24年10月５日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再）第２０５号
埼玉県新座市菅沢２丁目９番１号
再生債務者　国産工業株式会社
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画の遂行
平成24年10月９日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続廃止

平成２４年（再）第８９号
大分市金池町３丁目３番11号　金池ＭＧビル２階
再生債務者　株式会社さとうベネック
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成24年10月９日
東京地方裁判所民事第20部

再生計画変更

平成２０年（再）第１３４号
神奈川県横浜市神奈川区台町15番地１
再生債務者　株式会社スルガコーポレーション
主文　本件再生計画（平成23年８月４日付け、平成23年８月30日付け及び平成23年12月８日付け変更後のもの）を平成24年10月４日付け変更計画案のとおり変更する。
平成24年10月４日
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（再）第２０８号
東京都千代田区丸の内２丁目２番１号
再生債務者　サンライズファイナンス株式会社
主文　本件変更計画案のとおりに再生計画を変更する。
平成24年10月３日
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２４年（再イ）第２１号
北海道小樽市オタモイ１丁目10番29号
再生債務者　平野　政美
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年10月30日まで
4　一般異議申述期間　平成24年11月13日から平成24年11月20日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（再ロ）第４号
埼玉県日高市大字下鹿山494番地　こま川団地１街区26棟104号
再生債務者　五味　和幸
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年10月30日まで
4　一般異議申述期間　平成24年11月13日から平成24年11月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部